

**「利用者目線」に立った更なる行政サービス利用促進実証業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務の目的

本市では、市民生活支援や事業者支援につながる便利なアプリ、公共交通（バス路線）維持、移住推進など、市民の皆様にご利用していただける各種事業を実施している。

しかし、これらの取組みについて、市としてこれまで再三にわたり周知活動を行ってきたにもかかわらず、市民の皆様から「知らなかった」「もっと PR してほしい」などの声が後を絶たない現状がある。

この現状を改善するために、市職員だけでは十分できないきめ細かい情報提供など、「利用者目線」に立った更なる周知活動を行う必要がある。

このことから、令和7年度において、3つの事業をモデル的に選び、民間企業のノウハウを活かして周知や利用促進を行い、その効果の検証等を踏まえ、今後の「利用者目線」に立った更なる周知や利用促進策を構築していくこととする。

2. 対象アプリ等

ジャンル	内容	所管課室
アプリ	防災のべおかの登録者増	危機管理企画課
利用促進	路線バス（宮野浦線）＋チョイソコのべおか*の利用者増	地域・離島・交通政策課
移住促進	LINE 公式アカウント「延岡市移住サポート」の友だち登録者増	人材政策・移住定住推進室

3. 業務の概要

- (1) 名 称 「利用者目線」に立った更なる行政サービス利用促進実証業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙1《「利用者目線」に立った更なる行政サービス利用促進実証業務委託仕様書》のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和8年3月17日(火)まで
- (4) 委託上限額 9, 9 2 3, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税を含む)
- (5) 実 施 主 体 延岡市
- (6) 業者の選定 公募型プロポーザル方式による

4. 事業者選定スケジュール（※状況により変更する可能性があります。）

内容	日程
①公募開始日	令和7年5月21日（水）
②参加申込書の受付締切日	令和7年6月11日（水）
③質問の受付締切日	令和7年6月11日（水）
④質問の回答	令和7年6月13日（金）までに随時回答
⑤参加資格確認結果通知	令和7年6月13日（金）
⑥企画提案書等の提出締切日	令和7年6月27日（金）
⑦第1次審査（書面審査）	令和7年7月2日（水）～9日（水）
⑧第1次審査結果通知	令和7年7月11日（金）

⑨第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月16日（水）
⑩第2次審査結果通知及び結果公表	令和7年7月18日（金）
⑪契約締結	令和7年7月下旬

5. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、参加申込以後に要件を満たさないと判断された場合、選定候補者となることはできない。また、契約後に要件を満たさなくなった場合、契約を解除する場合がある。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- ③手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ④民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- ⑤民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- ⑥延岡市税及び国税について滞納がないこと。
- ⑦法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者に規定する暴力団でないこと。
- ⑧参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

6. 参加申込書等の提出

（1）提出書類（各1部）

- ①参加申込書兼資格確認申請書（様式1）
- ②事業者概要書（様式2）
- ③延岡市税に滞納が無いことの証明（発行日から3カ月以内、写し可）
※延岡市税が課税されている事業者のみ
- ④国税に滞納が無いことの証明（発行日から3カ月以内、写し可）
- ⑤現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3カ月以内、写し可）
- ⑥暴力団等排除に係る誓約書兼照会承諾書（様式3）

（2）提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。
電子メールで提出する場合は、電子メールを送付後、提出先へ受信確認の電話連絡を行うこと。

（3）提出期限

- ①持参の場合
令和7年6月11日（水）午後5時15分（※土曜、日曜、祝日を除く。）
- ②郵送の場合
令和7年6月11日（水）必着
- ③電子メールの場合
令和7年6月11日（水）午後5時15分

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果については、令和7年6月13日(金)に通知する。

7. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書(様式4)にて電子メールで送付する。

電子メールを送信後、提出先へ受信確認の電話連絡を行うこと。

(2) 受付期間

令和7年5月21日(水)～令和7年6月11日(水) 午後5時15分

(3) 回答方法

質問及び回答については、随時、延岡市のホームページに公開することとし、個別の回答は行わないこととする。(質問を行った事業者名は公開しない。)

なお、令和7年6月13日(金)までにすべての質問に対して回答する。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 6部(正本1部・副本5部)

①企画提案書(様式任意)

②見積書(様式は任意。業務の内訳が分かるようにすること。)

なお、副本については、企業名や企業が分かるロゴ等を記載しないこと。

(2) 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールにより提出すること。

電子メールで提出する場合は、提出書類のファイル形式をPDFとし、1枚のサイズをA4サイズに揃え提出すること。

電子メールを送付後、提出先へ受信確認の電話連絡を行うこと。

(3) 提出期限

①持参の場合

令和7年6月27日(金) 午後5時15分まで(※土曜、日曜、祝日を除く。)

②郵送の場合

令和7年6月27日(金)必着

③電子メールの場合

令和7年6月27日(金) 午後5時15分まで

(4) 記載内容

別紙2「企画提案仕様書」のとおりとする。

(5) 辞退する場合について

企画提案書の提出を辞退する場合は、書面又は電子メールにより辞退届(様式5)を(3)提出期限までに提出すること。

電子メールを送付後、提出先へ受信確認の電話連絡を行うこと。

9. 評価方法

(1) 評価基準

別紙3「評価項目及び審査基準」のとおり

(2) 審査の実施

企画提案書及び見積書の内容について、第1次審査(書面審査)、第2次審査(プレゼンテーション、質疑応答)を行い、最優秀提案者を選定する。

①第1次審査

別紙3「評価項目及び審査基準」に基づき、参加表明者から提出された企画提案書等の内容

を総合的に審査し、参加条件を満たす提案者で評価点上位の4者を第2次審査の参加対象として選定する。なお、応募者が4者以下の場合は、参加条件を満たす提案者について、第2次審査の参加対象とする。

1) 日程

令和7年7月2日（水）から7月9日（水）

2) 実施方法

書面審査による

②第2次審査

第2次審査は、第1次審査により選定された者による企画提案書等についてのプレゼンテーションを実施し、別紙3「評価項目及び審査基準」に基づく総合的な審査のうえ、60%以上の評価点数を得た参加者のうち、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

1) 日程

令和7年7月16日（水）を予定（※詳細については別途連絡。）

2) 実施方法

- ・対面またはオンライン方式（WEB会議を利用）によって実施する。
 - ・出席者は、1者あたり2名以内とする。
 - ・1者60分以内（プレゼンテーション30分以内、ヒアリング30分以内）とする。
- （※ただし、準備に係る時間は含めない。）

3) 貸出物品

机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(3) 受託候補者の選定方法等

- ①選定委員会が、提案内容の審査を行い、別紙3「評価項目及び審査基準」に基づき採点を行う。
- ②失格者を除き、各委員が採点した点数の合計が最も高い提案業者を受託候補者として選定する。
- ③複数の提案者の合計点数が同一の場合には、選定委員会の委員の多数決により受託候補者を選定することとし、その場合にあつてかつ同数である場合は委員長の採点が最も高い者とする。なお、それでも同点の場合は委員長が決する。
- ④提案業者が1者であってもプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、①の通り選定委員会による提案内容の審査を行い、各委員が採点した点数の合計が評価点数全体の60%以上である場合には受託候補者として選定する。
- ⑤上記にかかわらず、各委員が採点した点数の合計が評価点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

(4) 再公募の実施

選定会議において、全ての提案事業者が最低基準に達していないと判断した場合は、業者を選定せず、再公募を行う場合がある。

(5) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、契約上限金額を超えている場合
- ④プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があつたと延岡市が認める場合

10. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定会議終了後、全ての提案事業者に書面で通知する。また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
 - ・受託候補者以外の点数
- (※受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。)

1 1. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と延岡市の間で、委託業務に関して必要な協議を行うものとし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結することとする。なお、業務内容の詳細は、業務委託候補者の企画提案書の内容を基本とするが、協議の上で変更することがある。

(2) 契約保証金

延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び第27条の定めによる。

(3) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、受託者を変更することがある。

- ①企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- ②受託者に重大な瑕疵がある場合
- ③事務遂行の意思が認められない場合
- ④事務遂行能力がないと認められる場合
- ⑤その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

(4) その他

- ①業務の契約代金の支払いは、業務完了後の支払いとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、選定結果の次点の者を受託候補者とする。

1 2. その他

(1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、延岡市から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、延岡市情報公開条例に基づき対応する。
- ④提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④選考過程により知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。
- ⑤電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

1 3. 事務局（問合せ先・各種書類等の提出先）

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
延岡市企画部経営政策課 政策推進係 担当 菊池、渡邊
TEL：0982-22-7079
FAX：0982-22-7090

Mail : keiei@city.nobeoka.miyazaki.jp

※提出前にウイルスチェックを行うこと。

※ウイルスチェックソフトは、最新のウイルスも検出できるように常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。

附則

この要領は、令和7年5月21日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。